

平成27年11月26日

平成27年第6回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第63号	宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について	1
議案第64号	宮代町農業委員会の委員の定数に関する条例について	6
議案第65号	宮代町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について	8
議案第66号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	10
議案第67号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	13
議案第68号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	27
議案第69号	宮代町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第70号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	31
議案第71号	町道路線の認定について	33
議案第72号	町道路線の廃止について	34
議案第73号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	35
議案第74号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	36
議案第75号	指定管理者の指定について	37
議案第76号	指定管理者の指定について	38
議案第77号	指定管理者の指定について	39
議案第78号	指定管理者の指定について	40
議案第79号	指定管理者の指定について	41
議案第80号	平成27年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について	42

議案番号	件名	頁
議案第 8 1 号	平成 2 7 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） について	4 3
議案第 8 2 号	平成 2 7 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） について	4 4
議案第 8 3 号	平成 2 7 年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） について	4 5

議案第63号

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(書面提出のみなし規定)

第6条 第4条第2項及び第3項の規定による特定個人情報の利用ができる場合並びに前条の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 町長	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年宮代町条例第10号)に基づく事務であって規則で定めるもの
2 町長	宮代町在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年宮代町条例第10号)に基づく事務であって規則で定めるもの
3 町長	宮代町こども医療費支給に関する条例(昭和48年宮代町条例第14号)に基づく事務であって規則で定めるもの
4 町長	宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年宮代町条例第20号)に基づく事務であって規則で定めるもの
5 町長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
1 町長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの
		宮代町こども医療費支給に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの
		宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの

2 町長	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の特別徴収対象被保険者に関する情報及び保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の特別徴収対象被保険者に関する情報及び保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 町長	<p>宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
4 町長	<p>宮代町在宅重度心身障害者手当条例に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

5 町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	宮代町こども医療費支給に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
8 町長	宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づく事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	宮代町障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に基づく事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に基づく事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

議案第64号

宮代町農業委員会の委員の定数に関する条例について
宮代町農業委員会の委員の定数に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、宮代町農業委員会の委員の定数に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町農業委員会の委員の定数に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、宮代町農業委員会の委員の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 宮代町農業委員会の委員の定数は、14人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(宮代町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 宮代町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和31年宮代町条例第4号）は、廃止する。

議案第65号

宮代町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
宮代町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のとおり
提出する。

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、宮代町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第18条第2項の規定に基づき、宮代町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 宮代町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、7人とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第66号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理
に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に
関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、
関係する条例を整理したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、
この案を提出するものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理
に関する条例

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年宮代町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第2項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項」に、「給与、旅費及び勤務時間等」を「給与及び旅費並びに勤務時間その他の勤務条件」に改める。第6条第1項を次のように改める。

6月1日及び12月1日(以下これらの日を本条において「基準日」という。)に在職する教育長に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第9条第1項各号(同法第4条第3項第1号を除く。))又は公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。)の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)し、解職され、罷免(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第7条第1項に規定する職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行があると認める場合を除く。以下同じ。)され、又は死亡した者(これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

第8条を次のように改める。

(勤務時間その他の勤務条件)

第8条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、一般職の職員の例による。

2 教育長の職務の専念に関する義務の特例については、一般職の職員の例による。

(宮代町奨学資金貸付条例の一部改正)

第2条 宮代町奨学資金貸付条例(昭和59年宮代町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「1人」を「2人」に改め、同号を同項第4号とし、同条第5項中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

(宮代町議会委員会条例の一部改正)

第3条 宮代町議会委員会条例(平成3年宮代町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会	委員長	年額 171,800円	日額 300円
	委員長代理	年額 158,900円	日額 300円
	委員	年額 148,000円	日額 300円

を

「

教育委員会	教育長代理	年額 158,900円	日額 300円
	委員	年額 148,000円	日額 300円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第67号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、既に専決処分をした部分を除き、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予をする金額又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる方法とする。

2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

- (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額（当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている町の徴収金がある場合はその金額を加算した額。以下この節において同じ。）が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
 - (7) その他町長が必要と認める事項
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第7号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号から第7号までに掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号及び第5号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
（職権による換価の猶予の手続等）
- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及

び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」という。）をする期間内又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の町長が指定する月。以下第11条第2項において同じ。）において、当該職権による換価の猶予をする金額又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）をする期間内又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号又は第7号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項と

する。

- (1) 第9条第1項第6号及び第7号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額（当該猶予を受けようとする時点において、既に猶予を受けている町の徴収金がある場合はその金額を加算した額。）が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加える。

第36条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所

及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第2項中「納期前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第12条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第33条第2項、第36条の2第9項、第36条の3の3第4項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第3条第2項及び第4項、第4条第1項、第5条第1項及び第7条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条第2項及び第51条第2項本文の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第23条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の宮代町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第71条第2項本文の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例第89条第2項本文並びに第90条第2項本文及び第3項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき
2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき
3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき
4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課するこの場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数

とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）別記第2号様式による申告書を平成28年5月2日までに町長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するものほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	宮代町税条例の一部を改正する条例（平成27年宮代町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第19条第3号	第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に小売販業者の営業所の所在する小売販業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項

第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項から	第11項、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項

第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項

第7項の表第98条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

議案第68号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び地方税法等の一部改正を踏まえ、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

第2条 宮代町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成28年1月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の宮代町国民健康保険税条例第25条第2項の規定は、平成28年度以後の国民健康保険税に係る申請書の提出から適用し、平成27年度の国民健康保険税に係る申請書の提出については、なお従前の例による。

議案第69号

宮代町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出
する。

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、宮代町証人等の実費弁償に関する
条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、こ
の案を提出するものである。

宮代町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮代町証人等の実費弁償に関する条例（平成25年宮代町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第5号中「（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する場合を含む。）」を削り、同項第8号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第70号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定めるとともに、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

平成27年11月26日提出

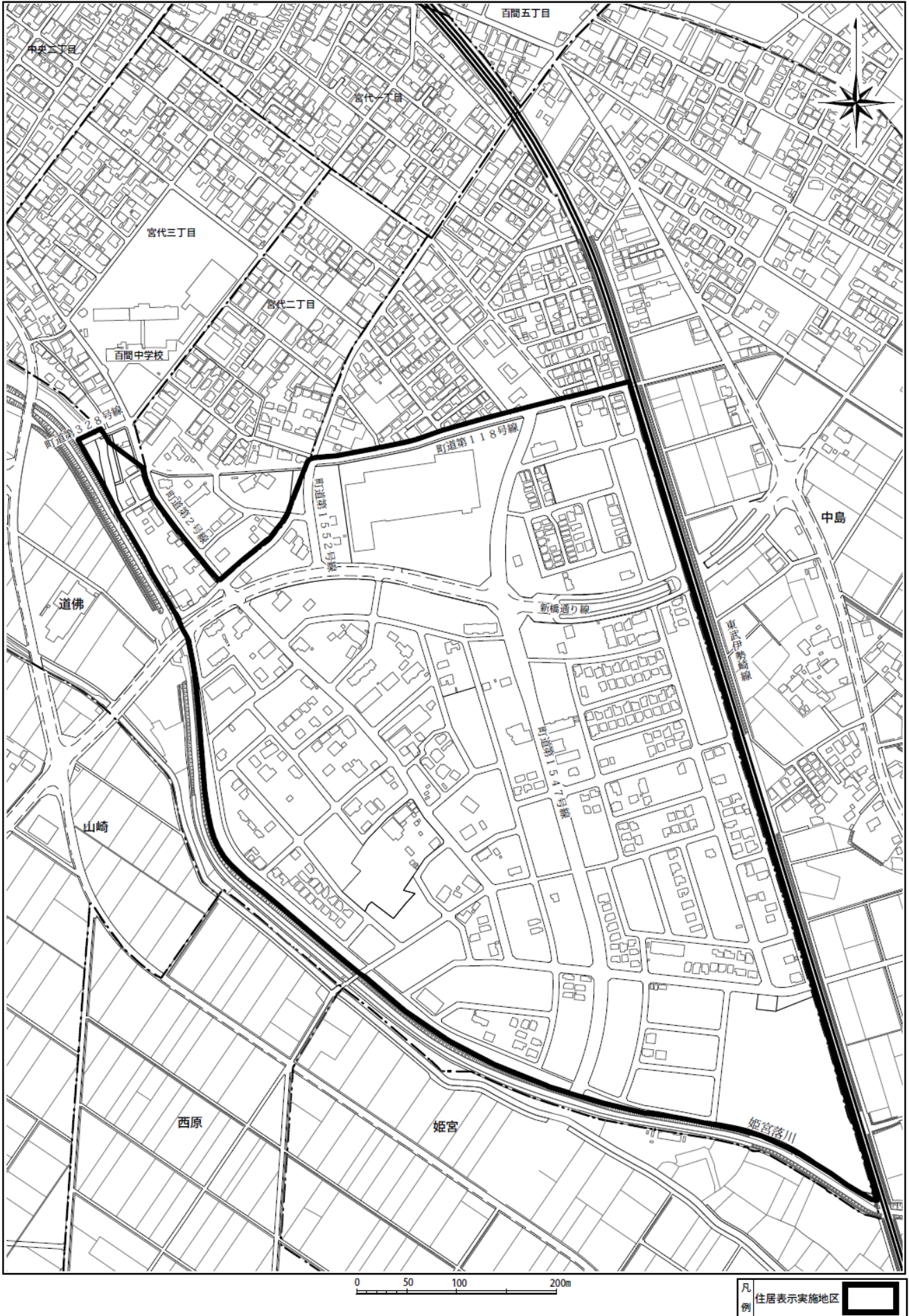
宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

字道佛の一部における住居表示の実施区域及び方法を定めたいので、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、この案を提出するものである。

住居表示を実施する市街地の区域

別図



議案第71号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
第1565号線	宮代町宮代二丁目149番4地先	
	宮代町宮代二丁目152番2地先	

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

宅地開発により帰属された道路を町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第72号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
第940号線	宮代町字山崎150番1地先	
	宮代町字山崎152番1地先	

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

当路線については、町道第940号線に隣接する土地所有者に払い下げするため、町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第73号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を
求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字西原416番地の2
- 2 氏 名 新 井 健 一
- 3 生年月日 昭和24年10月21日
平成27年11月26日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

新たに、新井健一氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税
法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第74号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛749番地25
- 2 氏 名 田 口 孝 雄
- 3 生年月日 昭和24年3月8日
平成27年11月26日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提 案 理 由

現人権擁護委員である田口孝雄氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第75号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

	施設の名称	施設の所在地
1	宮代町福祉作業所ひまわりの家	宮代町字百間1121番地1
2	宮代町福祉作業所すだちの家	宮代町字百間1105番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 社会福祉法人宮代町社会福祉協議会

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町中央三丁目6番11号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

宮代町福祉作業所ひまわりの家・宮代町福祉作業所すだちの家の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第76号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
施設の名称 宮代町福祉交流センター陽だまりサロン
施設の所在地 宮代町字百間1105番地
- 2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地
団体の名称 特定非営利活動法人きらりびとみやしろ
団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目8番25号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

宮代町福祉交流センター陽だまりサロンの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第77号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 公設宮代福祉医療センター

施設の所在地 宮代町大字須賀177番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 公益社団法人 地域医療振興協会

団体の所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

公設宮代福祉医療センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第78号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 宮代町立図書館

施設の所在地 宮代町字百間1139番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 株式会社 図書館流通センター

団体の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

宮代町立図書館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第79号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 新しい村

施設の所在地 宮代町字山崎777番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 株式会社 新しい村

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎777番地1

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成28年11月30日まで

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

新しい村の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第80号

平成27年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について
平成27年度宮代町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成27年11月26日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

保険給付費の増加を背景とした国民健康保険特別会計への繰出金の他、前年度国補正予算に係る交付金の追加採択、ふるさと納税の増などに伴い、平成27年度宮代町一般会計予算に1億6,357万円を追加し、総額を95億1,061万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 81 号

平成 27 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
平成 27 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 11 月 26 日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

保険給付費の増額及び国への返還金が生じたことにより、平成 27 年度宮代町国民健康保険特別会計予算に 1 億 1,810 万 2,000 円を追加し、総額を 47 億 8,011 万 3,000 円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 82 号

平成 27 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
平成 27 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 11 月 26 日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成 27 年度宮代町介護保険特別会計予算に、債務負担行為の追加補正として高齢者等介護用品支給業務委託他 4 事業を追加することについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 83 号

平成 27 年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
平成 27 年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 11 月 26 日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成 27 年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に、債務負担行為の追加補正として、農業集落排水処理施設汚泥運搬業務委託を追加することについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。